

「キッズウィーク」知っていますか！？

衆議院選挙も終わり、今後、働き方改革関連法案の審議がスタートする予定ですが、このような動きと並行して、政府では様々な対策を進めています。その中に「キッズウィーク」の設置があります。

「キッズウィーク」とは、地域ごとに夏休みや冬休みなどの学校の長期休業日から、一部の休業日を他の日に移して休業日を分散化することで、学校が休みとなった「キッズウィーク」には大人も有給休暇を取得し、**大人と子供が共に休日を過ごす機会を創出しよう**とする取組です。

政府が打ち出している具体的な対応策は次のとおりです。

(1) 平成30年度から学校休業日を分散化させます！

夏休みなど長期休業日から平日に**学校休業日を分散化**

(2) 子供だけでなく、大人もしっかり休みます！

経済団体、企業等に**学校休業日に合わせた休暇取得を強く要請**
(有給休暇取得率を**70%**に(20%UP))

(3) 休みに、多様な活動機会を確保します！

文化・スポーツ団体、企業等に**活動機会の確保等を要請**
(特に、親子が親しむことができるプログラムが提供できるよう要請)

(4) これらの取組を官民一体となって推進します！



平成30年度から、都道府県・市区町村など一定の地域単位で、全国一律・一斉といった形ではなく、地域の実情に応じ、教育現場や企業の取組などを踏まえ、学校休業日の設定をはじめ、多様なやり方で自主的に取組を進めていくことが想定されています。既に始まっているプレミアムフライデーなどの一律的な施策に対して、それぞれの地域での取組が注目されます！

詳しくはこちら！

キッズウィーク

検索

【健康保険】傷病手当金について

病気で仕事を休んでいる職員がいます。
傷病手当金について教えてください。



傷病手当金は、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、被保険者が病気やケガのために仕事を休み、事業主から十分な給与が受けられない場合に支給されます。(1)から(4)の条件をすべて満たした場合に支給されます。

(1) 業務外の事由による病気やケガの療養のための休業であること

(2) 仕事に就くことができないこと

(3) 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと

(4) 休業した期間について給与の支払いがないこと



(3)の連続する3日間についてですが、これを「待機」といいます。「待期」は仕事を休んだ日が連続して3日間なければ成立しません。連続して2日間を休んだ後、3日目に仕事をを行った場合には、「待期3日間」は成立しませんので注意が必要です。傷病手当金は待機が完成した次の日から支給されます。

傷病手当金はいくら支給されるのですか？
また、どのくらいの期間支給されるのでしょうか？



1日あたりの支給額は次のとおりです。

$$\left[\frac{\text{支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{30} \times \frac{2}{3} \right]$$

なお、傷病手当金が支給される期間は、支給開始した日から**最長1年6ヵ月**です(1年6ヵ月の間に仕事に復帰した期間があり、その後再び同じ病気やケガにより仕事に就けなくなった場合でも、復帰期間も1年6ヵ月に算入されます)。

(2)

(1)

(3)

(4)

(5)

お知らせ

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kor@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 社会保険労務士 竹中 道代

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kor@nkgr.co.jp



作成日: H29.10.23